

令和
二 年
五 條 市 議 会 第 四 回 十 二 月 定 例 会 会 議 録 (第 二 号)

令和二年十二月八日(火曜日)

議 事 日 程 (第 二 号)

令和二年十二月八日 午前十時開議

- 第 一 議第五十七号 五條市立西吉野農業高等学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 二 議第五十八号 五條市立高等学校証明手数料条例の制定について
- 第 三 議第五十九号 五條市役所の位置を変更する条例の一部改正について
- 第 四 議第 六十号 五條市防災会議条例の一部改正について
- 第 五 議第六十一号 五條市地域経済牽引事業の促進に係る市税の特別措置条例の一部改正について
- 第 六 議第六十二号 五條市立学校設置条例の一部改正について
- 第 七 議第六十三号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 八 議第六十四号 五條市立学童保育所条例の一部改正について
- 第 九 議第六十五号 五條市国民健康保険条例の一部改正について
- 第 十 議第六十六号 五條市介護保険条例の一部改正について
- 第 十一 議第六十七号 五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 第 十二 議第六十八号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定について
- 第 十三 議第六十九号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 第 十四 議第 七十号 五條市大塔総合案内センター等に係る指定管理者の指定について

- 第十五 議第七十一号 奈良県広域消防組合規約の変更について
- 第十六 議第七十二号 新五條市まちづくり計画の一部変更について
- 第十七 議第七十三号 工事請負契約の締結について
- 第十八 議第七十四号 工事請負契約の変更について
- 第十九 議第七十五号 令和二年度五條市一般会計補正予算（第七号）議定について
- 第二十 議第七十六号 令和二年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定について
- 第二十一 議第七十七号 令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第二十二 議第七十八号 財産の取得について
- 第二十三 議第七十九号 財産の取得について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十一名）

九番	八番	七番	六番	五番	三番	二番	一番
山	福	岩	窪	吉	平	養	伊
口	塚	本		田	岡	田	谷
耕			佳		清	全	賢
司	実	孝	秀	正	司	康	司

欠席議員（一名）

説明のための出席者

市長	太田好紀	十番	吉雅範
副市長	樫内成	十一番	藤美恵
教育長	堀内伸起	十二番	大谷龍雄
理事	南則行		
技監	冠雅之		
市長公室長	和田剛明		
総務部長	松本成		
危機管理監	石田茂		
すこやか市民部長	中本賢		
あんしん福祉部長	平田耕		
産業環境部長	井上昭		
都市整備部長	上井井		
教育部長	松井和		
西吉野支所長	大垣悟		
	牧野雅一	四番	

事務局職員出席者

大塔支所長 吉川佳秀
水道局長 東純司
会計管理者 小森比登美
秘書課長 西本久雄
企画政策課長 西久美
財政課長 戸野哲

事務局長 馬場雅樹
事務局次長 馬場孝一
事務局係長 坂口和美
事務局係員 窪勇美
速記者 柳ヶ瀬五美

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから、去る一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

牧野雅一議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

去る一日に議会運営委員会で御協議いただきましたとおり、本定例会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一般質問について自粛を行うことを申し合わせていただきました。議員の皆様には御協力いただきましたことを御報告申し上げます。

また、去る一日に配布した会議予定表におきまして、本日は一般質問を予定しておりましたが、今回一般質問を実施しなくなったことから、

本日は議案審議を行うことを御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）初めに日程第一、議第五十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第五十七号 五條市立西吉野農業高等学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）おはようございます。

ただいま上程いただきました議第五十七号、五條市立西吉野農業高等学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、五條市立西吉野農業高等学校の設置に伴い、関係する「五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例」ほか四条例を一括して改正するため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

議案書の二ページを御覧願いたいと存じます。

第一条では、「五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例」について、「五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校」を「五條市立西吉野農業高等学校」に改めるなど、用語の整理を行うものでございます。

第二条では、「五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅条例」について、「五條市立奈良県立五條高等学

校賀名生分校」を「五條市立西吉野農業高等学校」に改めるなど用語の整理を行うものでございます。

第三条では、「五條市子どもサポートセンター条例」について、「五條市立奈良県立五條高等学校校賀名生分校」を「五條市立西吉野農業高等学校」に改めるものがございます。

続きまして、議案書の三ページを御覧願います。

第四条では、「高等学校分校の授業料等に関する条例」について、「高等学校分校」を「五條市立高等学校」に改めるなど、用語の整理を行うものがございます。

第五条では、「五條市立学校給食センター設置条例」について、「五條市立奈良県立五條高等学校校賀名生分校」を「五條市立西吉野農業高等学校」に改めるものです。

なお、附則では、施行期日、経過措置及び準備行為について定めており、施行期日を令和三年四月一日からとしております。

以上で、議第五十七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、議第五十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第五十八号 五條市立高等学校証明手数料条例の制定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第五十八号、五條市立高等学校証明手数料条例の制定につきまして、提案理由の説明を

申し上げます。

議案書の五ページを御覧願いたいと存じます。

本案は、五條市立西吉野農業高等学校の設置に伴い、同校が発行する各種証明書の証明手数料について定めるため、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の六ページを御覧願いたいと存じます。

第一条では、五條市立高等学校における証明書発行手数料を定める目的について定めております。

第二条では、証明手数料の額について、卒業証明書、成績証明書、在学期間証明書、進学に関する証明書の額を一通につき五百円とするこ
とについて定めております。

第三条では、証明手数料の徴収方法や証明書請求の際は現金で納付すること、在学者からは徴収しないことについて定めております。

なお、附則では、施行期日及び五條高等学校賀名生分校の卒業生に係る証明手数料について定めており、施行期日を令和三年四月一日から
としております。

以上で、議第五十八号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第三、議第五十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第五十九号 五條市役所の位置を変更する条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松本総務部長。

〔総務部長 松本成人登壇〕

○総務部長（松本成人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十九号、五條市役所の位置を変更する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。
お手元の議案書、七ページを御覧願います。

今回の改正につきましては、平成二十八年三月に地方自治法第四条第一項の規定により制定されました五條市役所の位置を変更する条例において、土地の地番により位置を表し定めておりましたものについて、このたび令和三年度の竣工・移転に備え、住居表示に関する条例に基づき改めるものでございます。

それでは、議案書の八ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、本則中の「岡口一丁目一〇番一及び八一五番並びに奈良県五條市岡町六一四番一」を「岡口一丁目三番一」に改めるものでございます。

次に、条例の附則につきましては、「この条例は、規則で定める日から施行する。」とした条例の「施行期日」を第一項とし、第二項において、事務所の位置を「奈良県五條市本町一丁目一番一号」と定めた「五條市役所の位置を定める条例」を廃止する規定を追加するものでございます。

そして、附則につきましては、この改正条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第四、議第六十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第六十号 五條市防災会議条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。石田危機管理監。

〔危機管理監 石田茂人登壇〕

○危機管理監（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十号、五條市防災会議条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書九ページを御覧ください。

本案は、防災会議委員の定数に係る規定を見直し、また、その任命基準の一部を改めるため、本条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十ページを御覧ください。

まず第一条中、「第二十五条」を「第三十三条」に改めるものであります。これは水防法の改正に伴い、該当条文の繰下げによるものです。続きまして、第三条第五項中「、それぞれ定数は、次のとおりとす」を削り、同項第一号中「五人」を削り、同項第二号中「三人」を削り、同項第三号中「一人」を削り、同項第四号中「十三人」を削り、同項第五号中「一人」を削り、同項第六号を「奈良県広域消防組合の職員のうちから市長が任命する者及び消防団長」と改めるものであります。

また、第三条第五項第七号及び第八号中「七人」を削除するものでございます。

また、附則でございますが、施行期日を公布の日から施行することとしております。

以上で、議第六十号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）人数に関しましては、全部削る、削るとなっていますけれども、そしたら五條市防災会議条例の人数は改正によって何人になるのですか。

○議長（吉田雅範）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

人数につきましては、五條市防災会議運営規定の方に規定するものでございまして、三十八人となります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第五、議第六十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第六十一号 五條市地域経済牽引事業の促進に係る市税の特別措置条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松本総務部長。

〔総務部長 松本成人登壇〕

○総務部長（松本成人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十一号、五條市地域経済牽引事業の促進に係る市税の特別措置条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十一ページを御覧いただきたく存じます。

今回の改正につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い条番号にずれが生じたことから、令和二年九月十六日に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等定める省令」の一部を改正する省令が公布され、同省令の名称が「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改められたことに伴い、五條市地域経済牽引事業の促進に係る市税の特別措置条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、議案書十二ページを御覧いただきたく存じます。

内容につきましては、省令改正に係る所要の文言の整備を行うもので、第二条中「第二十五条」を「第二十六条」に改めるものでございます。

附則につきましては、本条例の施行期日を公布の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）説明によりますと、第二十五条を第二十六条に改めるということですが、第二十五条の場合の特別措置の内容と第二十六条に改めた場合の市税の特別措置の内容はどう違うのですか。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

法律の改正により省令の名称が第二十五条のところが第二十六条になったものでありまして、条例の内容には全く変更はございません。以上でございます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範） 次に日程第六、議第六十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 議第六十二号 五條市立学校設置条例の一部を改正する条例について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永） ただいま上程されました議第六十二号、五條市立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、五條市学校適正化基本計画に基づき五條市立学校の統合を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。それでは、議案書の十四ページを御覧いただきたいと存じます。

改正の内容といたしまして、第三条の表を改めることとし、野原小学校、阪合部小学校、西吉野小学校を統合し、名称を「五條市立五條南小学校」とし、位置を「五條市野原中三丁目五番四三号」とするものでございます。

なお、附則では施行期日を定めており、施行期日を令和三年四月一日からとしております。

以上で、議第六十二号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）第三条の表が改められたわけですから、ではこの削除された学校が数校あると思うのです。これらの管理というのは引き続き教育委員会がやっていたけるようなものなのか、そこをまず答弁ください。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

阪合部小学校につきましては、（仮称）五條C認定こども園として教育委員会並びに児童福祉課の方で管理をしていくというふうになっております。

また西吉野小学校につきましては、五條高等学校賀名生分校が旧西吉野中学校の方に移設をいたしますので、一緒に管理を教育委員会が行っていくということでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）その中で例えば今名前が挙がらなかった部分で統廃合のあるところがあると思うのですけれども、それは例えば野原小学校であったり、もう今閉校はしていますけれども、阿太小学校であったりとか、そういった部分はどうなりますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）阿太小学校につきましては、昨年統廃合いたしましたして現在廃校になっておるところでございます。管理につきましては、教育委員会が引き続き行っております。

また、野原小学校につきましては、当面は教育委員会が次の用途が決まるまでは管理を行っていくというような予定でございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）使わなくなった学校の用途についてはいろいろ考えているようでありませうけれども、そんな中、保護者の方からよく聞かれるのは、今の時期に統廃合をやって、コロナ禍の中で人を集めるという行為になりますから、その辺はあれですかね、しっかりと国の基準に基づいた、何と云うんですか、平米数に対しての子供の教割というのですかね、きちっと間隔を空けて学校を運営できるような状態で

考えていただけておるのかどうか、この辺だけちょっと答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 学校の規模、配置の適正化事業につきましては、今後の社会を生き抜く子供を育成するという目的のために行っており、ところでございます。コミュニケーション能力、また多様な意見を調整する能力、多様な考え方に触れる機会を大切にする必要があるという観点においては、一定程度の規模の人数が必要であるという見解のもとに適正化を行っております。

新型コロナウイルス感染症に対しましては、密を避けるという視点が非常に大切ではございますが、子供たちの将来を展望したときに今回の適正化事業を進めていくということは非常に大切なことだと考えております。適切な感染症対策を実施した上で、教育活動を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範） 次に日程第七、議第六十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 議第六十三号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一 登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十三号、五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十五ページを御覧いただきたく存じます。

改正理由につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が、令和二年四月一日に施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十六ページを御覧ください。

国の子ども・子育て会議により、家庭的保育事業等を利用している園児が、卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保を不要とすべきという提言がなされたことを受け、当該条例の家庭的保育事業等の認可基準として定められている連携施設の要件に関する条項を改正し、連携施設を不要とするもので、第四十二条第四項、第五項中の文言及び必要の規定整備を行うものです。

最後に、附則についてでございますが、施行期日を規定するものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この改正によって五條市の事業にどのような影響がありますか。

○議長（吉田雅範）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市におきましては、こういう特定地域型保育事業者という施設はございませんので、直接五條市については、影響はございません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範） 次に日程第八、議第六十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 議第六十四号 五條市立学童保育所条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十四号、五條市立学童保育所条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の十七ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、五條市子ども・子育て支援事業計画に基づき、公立学童保育所の再編を行うため地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十八ページを御覧ください。

五條市学校適正化基本計画に基づき再編される各小学校校区内に、第二期五條市子ども・子育て支援事業計画に基づき、公立学童保育所を順次再編するものでございます。

一つは、牧野小学校内にある牧野学童保育所を増改築し、令和三年四月から、現在の牧野学童保育所と田園学童保育所を統合した新しい牧

野学童保育所として開所するため、田園学童保育所を廃止するものでございます。

また、令和三年四月から野原小学校・阪合部小学校・西吉野小学校が統合しスタートする新しい小学校内に、五條南学童保育所を開設し、四月から開所するものでございます。

最後に、附則につきましては、施行期日、準備行為について定めており、施行期日を令和三年四月一日としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第九、議第六十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第六十五号 五條市国民健康保険税条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいま上程いただきました、議第六十五号、五條市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十九ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六條第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十ページを御覧いただきたいと存じます。

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）の公布に伴いまして、国民健康保険税の減額の対象となる基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を四十三万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者等の数の合計数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加える等の規定の整備を行うものでございます。

また、附則第三項中、「総所得金額及び山林所得金額」に、「百十万円」を「百二十万円」に改めるものでございます。
なお、附則につきましては、第一項で施行期日を第二項で適用区分について定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

（問）

○議長（吉田雅範） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） ただいま御説明させていただきました数に少し間違いがございました。申し訳ございません。訂正させていただきます。

附則第三項中、「総所得金額」を「総所得金額及び山林所得金額」に、「百十万円」を「百二十五万円」に改めるものでございます。「百二十五万円」ということで訂正の方をさせていただきます。
どうも失礼しました。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 議案の説明では国民健康保険税の減額に関係することという説明がありましたけれども、そしたら具体的には現在とこの改正後はどのように変わるのですか。

○議長（吉田雅範） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

この改正につきましては、令和三年一月一日施行の個人所得課税の見直しに伴いまして、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる

影響や不利益が生じないように現在の改正を行うものでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）トイレ休憩並びに答弁補助員の入替えのため、十時五十五分まで休憩いたします。

午前十時三十九分休憩に入る

午前十時五十四分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十、議第六十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第六十六号 五條市介護保険条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十六号、五條市介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書二十二ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律令和二年法律第五条により、延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われたため、文言の整備を行うため、当該条例の一部を改正するものであり、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十三ページを御覧いただきたいと存じます。

主な改正内容といたしましては、附則第六条中の文言及び所要の規定整備を行うものでございます。

また附則につきましては、施行期日、経過措置を定めており、施行期日を令和三年一月一日から施行するとしております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）説明では延滞金、還付加算金に関する改正ということですが、現在の延滞金、還付加算金と改正後はどうなるのか、金額的に上がるのか下がるのか、その辺ちよつと具体的に答弁してくれますか。

○議長（吉田雅範）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、第六条では、延滞金を年率一四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合という規定となっております。

内容といたしましては、改正理由により市中金利の実勢を踏まえ、利子税・還付加算金等の割合の引下げが行われております。それに伴い、令和二年三月三十一日に公布された所得税法等の一部を改正する法律により租税特別措置法の改正により国税及び利子税の割合の見直しが行

われております。それに伴い、それぞれの税率により延滞金、還付加算金の割合の見直しが行われており、個々それぞれの内容により金額が変更するものと考えております。

以上です。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第十一、議第六十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第六十七号 五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十七号、五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十四ページを御覧いただきたいと思います。と存じます。

改正理由につきましては、令和三年四月一日から指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省令が施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の二十五ページを御覧いただきたいと存じます。

主な改正内容は、第五条第二項に、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならないとする規定について、やむを得ない場合は、介護支援専門員を管理者とすることを認める規定を加えるものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を令和三年四月一日と規定するものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第十二、議第六十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第六十八号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第六十八号、市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、平成二十九年度から令和二年度まで直営で管理運営を行っている市立五條文化博物館に指定管理者制度を再導入することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものとございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は市立五條文化博物館、位置は五條市北山町九三〇番地の二でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は積小舎、代表者は、代表 藤井利夫、住所は、奈良県五條市霊安寺町二〇八一―一でございます。

この団体は、先般実施いたしました指定管理者の公募におきまして、募集要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まででございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜われますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十三、議第六十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第六十九号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十九号、五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十七ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定につきましては、去る十月三十日に開催されました五條市指定管理者候補選定委員会において選定されました五條市立福祉センター施設に係る、指定管理者の候補者を指定するに当たり、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は、五條市立福祉センターでございます。

位置は五條市新町三丁目三番二号でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は社会福祉法人五條市社会福祉協議会。

代表者は、会長 北山茂文氏。

住所は、五條市新町三丁目三番二号でございます。

次に、三の指定期間につきましては、令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの五年間でございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この期間はこれで言いますと、五年になりますけれども、指定管理料は幾らなのか、そして今までも指定管理のもとでやられていると思うのですけれども、現在の指定管理料は幾らになるのか。今までも五年でやられているのでしたら五年間幾らか、しかし現在は三年でやっておられるのでしたら一年単位の指定管理料は幾らか、その辺答弁してくれますか。

○議長（吉田雅範）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。

まず指定管理料ですが、前回は平成二十八年四月一日から令和三年三月三十一日までの五年間となっております。指定管理料は平成二十八年四月一日から消費税が八パーセントの場合ですが、上限を三百五十四万一千円としており、消費税が八パーセントから一〇パーセントに変わりました平成三十一年四月から令和二年三月三十一日までは消費税アップ分を加え三百五十七万三千円、現在、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までを三百六十万六千円としておるところであり、今回の五年間につきましても年間三百六十万六千円としておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）少しこの五年間は今までよりも上がるということですね。

この議案書には指定管理料がどこにも入っていないのですけれども、一般的なこの後で出てくる入札は契約金額が入っていますけれども、この指定管理制度においては議会に提出するときに指定管理料の金額を議案書に書かなくてもいいことになっているのですか。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）御答弁申し上げます。

一般的な議案の調整、書式例に基づいて議案の調整を行っておりますので、ただいまの議員の御指摘の部分につきましては、特段記載する必要がないものというふうに承知をしております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）皆さんも御存じのように、地方自治法第二百二十二条と第二百十一条には、執行権者が議会へ予算や議案を提出するときに

は議案の説明書を付けなければいけないとなっています。だからできるだけ莫大な金額ですから、もう議案を提出するときに金額はやはり今私が見らかにしたこの地方自治法の義務から言えば上げておく必要があるのと違いますか。そしたら議案質疑の時間がそれだけ短縮されるわけですからね、今後はこういう重要な契約においては議案の中に契約金額をちゃんと入れておくように要求しておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十四、議第七十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第七十号 五條市大塔総合案内センター等に係る指定管理者の指定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程されました議第七十号、五條市大塔総合案内センター等に係る指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書二十八ページを御覧願います。

本議案につきましては、去る十月三十日に開催されました五條市指定管理者候補選定委員会において選定されました五條市大塔総合案内センター等の指定管理者候補者を、指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めるものがございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、次のとおりでございます。

整理番号一、名称は、五條市大塔総合案内センター、位置は、五條市大塔町阪本二二五番地の六。

整理番号二、名称は、五條市大塔山村体験実習センター、位置は、五條市大塔町阪本二八三番地の一一。

整理番号三、名称は、五條市大塔郷土館、位置は、五條市大塔町阪本二八三番地の一。

整理番号四、名称は、五條市大塔ふれあい交流館、位置は、五條市大塔町宇井九四番地。

以上、大塔公の施設、四施設でございます。

なお、指定の期間につきましては、五條市大塔総合案内センター、五條市大塔山村体験実習センター及び五條市大塔郷土館の三施設につきましては、令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの五年間、五條市大塔ふれあい交流館につきましては、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの一年間でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、四施設とも、名称は五條市地域商社株式会社。代表者は、代表取締役 宮倉靖幸氏。

住所は、奈良県五條市大塔町宇井九四番地でございます。

以上で、議第七十号、五條市大塔総合案内センター等に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この四施設、五年間の指定管理料は幾らですか。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五年間で一億六千三百九十二万四千元です。内訳といたしまして令和三年度四千九百九十六万二千元、令和四年度三千二百九十六万二千元、令和五年度三千万円、令和六年度三千万円、令和七年度二千九百万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）これは初めてですか。それともこの間もこういう制度内容で指定管理しておったのであれば、今までの指定管理料を明ら

かにしていただくのと、もう一つは、この財源は特別な国や県の補助制度があるのかなのか、その辺りですか。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）令和三年度から令和七年度の五年間の指定管理料が一億六千三百九十二万四千円でございます。

財源につきましては、総務部長から答弁させていただきます。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）失礼します。

この施設の指定管理料の財源につきましては、一般財源でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いわゆる今までの一般財団法人大塔ふる里センターに代わって、地域商社が取って代わっていただくということになるかと思うのですが、まず最初に、この指定の期間、整理番号四番の大塔ふれあい交流館だけが一年間となつてございますけれども、この理由はどうですか。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

大塔ふれあい交流館につきましては、主な利用収入は入浴に係るものでしなく、施設の維持管理等で毎年約九百万円の赤字となっております。

また施設の修繕をしておりますが、雨漏り等が止まらない状況で、大規模修繕をする場合数千万円の費用が見込まれます。

庁内で施設の今後の在り方について協議したことから、大塔ふれあい交流館は令和四年度から指定管理施設から除外するいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）一年間様子を見て運営されるということだろうと思うのですが、ただそうなったときに、今の答弁を聞かせていただきますと廃止、または閉鎖につながっていくような御答弁になるのかなと思うのですが、その辺は大塔の災害が起こったときに……、約十

年前に災害が起きましたけれども、そのときに避難所として大変皆さんの有効な施設になったのではないかなと思います。やはり先々大規模な修繕が必要であっても、その施設というのは存続させていかななくてはならない、また地域性を考えてみてもそうであるべきだと思います。それは意見として言わせていただきます。

また今後、この一般財団法人大塔ふる里センターが今度五條市地域商社株式会社に打って代わると思うのですが、その職員等の処遇はどうなっていく予定ですか。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）五條市地域商社株式会社の役員は七名で行います。

財団の職員につきましては九名で行います。財団の職員のうち、大塔町の住民が三名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）名称がまだ全て入ってはいませんが、先ほどの指定管理料から推察しますと、一般財団法人大塔ふる里センターが管理しておる建物全てが指定管理となるかと思うのですが、やはりその辺の職員また臨時雇用の職員にいたしても、しっかりとを……、地元の大事な大切な働き場所でございますので、その辺しっかりと考慮していただいて、切り捨て等のないような形をお願いしたいと思いますし、特に星のくりに関しても、ここには載ってございませぬけども、しっかりとその辺うまく施設を利用した形で利益が上がるような形を取っていただきたいと思っておりますので、意見として申し上げておきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十五、議第七十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第七十一号 奈良県広域消防組合規約の変更について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。石田危機管理監。

〔危機管理監 石田茂人登壇〕

○危機管理監（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第七十一号、奈良県広域消防組合規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十九ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第二百八十六条第一項の規定により、奈良県広域消防組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第二百九十条の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものであります。

主な変更は、管理者、副管理者等の人数及び選任方法、附属機関、経費の負担等についてであります。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十ページから三十三ページを御覧いただきたいと存じます。

変更内容といたしましては、まず、組合規約第五条の改正について、組合規約第八条において、区分を定める別表を改正したことに伴い、同表の形式が改正されたことにより字句を改正します。

なお、議員選出区分の市町村及び定数に変更はありません。

次に、組合規約第八条の改正についてでございます。

組合管理者の選任ルールの明確化及び副管理者の増員並びに代表副管理者の位置付けを明確化することを目的として改正をいたします。組合管理者は、再編された新たな区分で代表者を互選し、その代表者の中から総会において組合市町村長の互選により選任することになります。組合を構成する市町村の数が三十七と多く、構成市町村長の意見反映ができる環境を整備する目的で副管理者を二名から六名に増員いたします。副管理者の選任は、管理者以外の代表者をもって充てることといたしております。

次に、組合規約第十条の改正についてでございます。

管理者、代表副管理者及び副管理者の任期を二年とし、再任は妨げない規定に改正します。組合を構成する市町村の数が三十七と多く、構成市町村長が執行に参画できる機会を確保する目的で改正するものでございます。

また、任期中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間といたします。

次に、組合規約第十三条の改正についてでございます。

現在の運営協議会を改め、正副管理者会議に改正します。運営協議会は、旧消防本部を単位とする区分の代表者で構成された協議機関でしたが、新たに再編した区分の代表者七名により組合運営に関する重要事項の決定機関として正副管理者会議を置くものとさせていただきます。

次に、組合規約第十五条（附属機関）の新設及び条の繰下げを行う改正についてでございます。管理者の諮問に応じ、消防に関する事項について調査審議する附属機関として、企画調整会議を新設します。この企画調整会議を新設する条文を第十四条の次に加え第十五条といたします。これにより、第十五条以下の条番号を一条ずつ繰り下げますが、条の全部改正で規定いたします。

引き続きまして、組合規約第十六条の改正についてでございます。

現行規約の第十五条を第十六条として新たに規定したものでございます。章の区分が変わるため条の全部改正といたしております。

組合規約第十七条の改正についてでございます。

経費負担の方式を、広域化後のメリットを活かし分担金をさらに削減する必要があるため、消防署所属負担方式いわゆる自賄い方式から共通経費化に見直すことを目的に改正をいたします。

分担金は、当組合の実態に応じた負担割合とするため、消防本部配置の人員費、消防本部・署所の経費を基準財政需要額割、救急出動件数に応じた救急出動件数割、議会事務局、監査事務局等や、予防関係の許認可や同意事務等の経費を均等割、出動件数では補足できない活動コストを面積割、直近五年間の分担金実績の平均を負担割合に入れる激変緩和措置を組み合わせた負担方法としてでございます。

次に、別表の改正についてでございます。

現行の別表第一は、旧消防本部を単位とする区分表でしたが、新たに七つの区分に再編した区分表として別表として改正をいたしてございます。

また、現行の別表第二は分担金を負担する自賄い区分を定めた表でしたが、自賄い負担を見直すため削除をいたしております。

続きまして、附則につきまして、第一条において施行期日を定めておりまして、令和三年四月一日から施行するものとしてございます。

附則第二条は、議会の組織に関する経過措置について、附則第三条は、管理者及び副管理者の任期に関する経過措置について、附則第四条は準備行為についてでございます。

以上で、議第七十一号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）分担金の話が少し出たのですけども、これを認めると、新たな分担金を認めると、そういう形になるのですかね。そこ答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）失礼いたします。

二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、自賄い方式の分担金というふうな形でさせていただいてございますが、それを共通経費というふうな分担金というふうな方法にやり変えるというふうなところでございます。

またその内容といたしましては、分担金の負担割合についての構成につきましては、まず基準財政需要額割ですとか、救急出動件数割、面積割、均等割、激変緩和措置をするために分担金実績割というふうな方法で分担金の負担をするというふうなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）僕が消防議員で行かせていただいたときから、この分担金の在り方というのは議論されてきておったわけですけども、自賄いから各……そういう何と言ったらいいのですかね、何とか割額とか分担金の方法が変わりますけども、それをやることによって五條市が持ち出す金額というのは、上がるのか下がるのか、その辺答弁ください。

○議長（吉田雅範）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）現行の自賄い方式を見直し、今回の改正案に変更いたしますと、これまでの旧の消防本部別となっていた特別会計を廃止しまして、一般会計に集約されることとなります。そして消防本部単位で予算の総合管理ができること、また全体を見直した計画で適正な財政支出が可能になり、というふうなところでございます。これにより、現在課題となっておる消防力の適正配置を進める環境が整備されるというふうなところの観点から、今後経費の削減が期待できるというふうな聞いてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）削減が期待されると言い続けて上がっているのですよね、ずっとね、右肩上がり。これを認めることによって来年度から変わるのかもしれないですけども、そのときの単年を見たときに五條市が出す金額が上がるのか下がるのか教えてください。

○議長（吉田雅範）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）今の御質問にお答えさせていただきます。

今後、負担割合の構成の中におきまして、分担金割でございまして、いろいろな割合がございまして、それによりまして、来年度が下がったりでありますとか、再来年度が上がったりでありますとか、いろいろな状況が生まれてこようかと思っております。それにつきましては十年スパンというふうなことを広域の方は考えてございましたが、毎年、毎年、その率等々についても検討するというふうなところをお聞きしてございます。そういうふうなところから、また十分にそれぞれのところが不公平のないような持ち分になるようなところを今後さらに会議の中で進めていくというふうなことを言われておるところでございまして。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十六、議第七十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第七十二号 新五條市まちづくり計画の一部変更について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第七十二号、新五條市まちづくり計画の一部変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十四ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債の起債期限が五年間延長されたことに伴い、本計画期間も同様に五年間延長するよう変更を加えることについて、旧市町村の合併の特例に関する法律第五条第七項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、変更内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十五ページを御覧いただきたいと存じます。

新五條市まちづくり計画の第一章、はじめに、二、計画策定方針（三）計画の期間中「平成十七年度から平成三十二年度までの十六カ年」を「平成十七年度から令和七年度までの二十一カ年」に改めるものでございます。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第十七、議第七十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第七十三号 工事請負契約の締結について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第七十三号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案書三十六ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、（仮称）五條B認定こども園建設工事について、相手方と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約内容について申し上げます。

契約の目的、（仮称）五條B認定こども園建設工事。

契約の方法、総合評価落札方式一般競争入札。

予定価格、税抜き六億三千四百四十七万円。

入札金額、税抜き六億三千四百四十万円。

契約金額、税込み六億九千七百八十四万円。

契約の相手方、株式会社キタムラ 代表取締役社長 北村宏人。

請負率九九・九九パーセントでございます。

次に、入札経過について申し上げます。

令和二年七月二十九日に公告を行い、九月四日に技術提案等を受付し、十月十九日の入札書提出までに一者が参加し、十月二十日に開札が行われました。

その結果については、次のとおりで、金額は税抜きでございます。

株式会社キタムラ、金額六億三千四百四十万円、技術評価点百十四・七五点、評価値十八・〇八七点でございます。

以上の結果、株式会社キタムラを落札者とし、仮契約を締結いたしました。

工期につきましては、議決の日から、令和四年六月三十日までを予定しております。

以上で、議第七十三号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十八、議第七十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第七十四号 工事請負契約の変更について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第七十四号、工事請負契約の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書三十七ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、工事請負契約に関し、令和二年四月二十三日開会の市議会臨時会において議決をいただきました野原中学校適正化改修工事につきまして、設計変更の必要が生じたため、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二條の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

設計変更の内容につきましては、保健室へ外部から出入りするための扉設置工事や今夏の台風により発覚した渡り廊下部分の雨漏り対策工事、校内の高木伐採等の環境整備工事の追加を主とするものでございます。

これに伴い、工事請負契約額を六百九十八万八千三百円増額し、変更後の契約金額を四億六千二百九十三万八千三百円とし、請負者、株式会社田原建設 代表取締役 田原清史と工事請負変更契約を締結しようとするものであります。

以上で、議第七十四号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）昼食のため、一時三十分まで休憩します。

午前十一時四十六分休憩に入る

午後一時二十八分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田雅範）この際、申し上げます。

先ほどの議第七十号の質疑に対する答弁について、理事者側からこの答弁を訂正したいとの申出がありましたので、発言を許可します。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）失礼します。

議第七十号、五條市大塔総合案内センター等に係る指定管理者の指定について、十二番大谷議員の質疑に対する答弁を、次のとおり訂正させていただきます。

大塔公の施設の指定管理に係る現在までの指定管理料についてのお尋ねでございました。

市町村合併後、平成十八年度から令和二年度までの十五年間の指定管理料の合計は五億九千二百五万一千円でございます。内訳といたしまして、一期目平成十八年度から平成二十二年度が一億七千二百六十万円、二期目平成二十三年度から平成二十七年目が二億一千二百三十万円、三期目平成二十八年度から令和二年度が二億七百十四万三千円でございます。

以上、答弁を訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（吉田雅範） 以上で答弁の訂正を終わります。

○議長（吉田雅範） 次に日程第十九、議第七十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 議第七十五号 令和二年度五條市一般会計補正予算（第七号） 議定について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。松本総務部長。

〔総務部長 松本成人登壇〕

○総務部長（松本成人） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第七十五号、令和二年度五條市一般会計補正予算（第七号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和二年度五條市一般会計補正予算（第七号）のページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額からそれぞれ四百三十三万円を減額し、総額で二百五十九億九千二百八十八千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

恐れ入りますが、十一ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、七目企画費、十二節委託料の二百五十万円は、ふるさと五條市応援寄附金業務委託料の追加でございます。当該寄附金が当初の見込みを上回り、現計予算に不足が生じることから、所要の額を計上するものでございます。

次に、八目電子計算費でございますが、この科目の財源を更正するもので、マイナンバー制度に係る基幹システムの改修業務委託料に対し、国から補助の内示があった額七十三万六千円を充当し、同額の一般財源を減ずるものでございます。

次に、十八目基金費、二十四節積立金の九百五十万円でございますが、ふるさと五條市応援寄附金の寄附額が当初見込みより上回るることか

ら、同寄附金に係る基金積立金について、所要の額を追加計上するものでございます。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費の十節需用費と十七節備品購入費の合計七十五万二千円でございますが、県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等補助金を活用し、障害者デイサービス事業所で使用する感染症対策に必要な消耗品及び備品購入に係る予算を計上するものでございます。

そして、十二節委託料の二百十八万円は、制度改正に伴う障害者福祉システムの改修業務委託料で、国庫補助の内示を受けたことから、所要の額を計上するものでございます。

次に、十三目介護保険推進費、二十七節繰出金の四百三十万円は、介護保険特別会計への繰出金でございますが、同特別会計におけるシステム改修費用等の予算補正のため、所要の繰出金を追加するものでございます。

次に、十八目後期高齢者医療費、二十七節繰出金の二百二十二万八千円は、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございますが、同特別会計における後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う負担金の予算補正のため、所要の繰出金を追加するものでございます。

次に、十二ページの二項児童福祉費、一目児童福祉総務費、二十二節償還金利子及び割引料の六十八万一千円でございますが、令和元年度児童扶養手当給付費の精算により、国庫負担金の返還額が確定したため、その所要額を計上するものでございます。

次に、六目児童福祉施設費、十七節備品購入費の六十五万円でございますが、(仮称)五條B認定こども園整備に伴い、北宇智保育所のグラウンドが使えなくなるため、グラウンドの遊具の代替として保育所で使用する遊具の購入費について、所要の額を計上するものでございます。

次に、八目放課後児童健全育成事業費、二十二節償還金利子及び割引料の二百七十八万九千円でございますが、令和元年度子ども・子育て支援交付金の精算により、国交付金の返還額が確定したため、その所要額を計上するものでございます。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、二目予防費でございますが、この科目の財源を更正するもので、ふるさと五條市応援プロジェクトの寄附金五十万円を充当し、同額の一般財源を減ずるものでございます。

次に、五款農林業費、一項農業費、五目農地費、十二節委託料の六千万円でございますが、県補助金の追加交付が確定したため、防災重点ため池ハザードマップ作成業務の委託料について、所要の額を追加計上するものでございます。

なお、この財源は、全額、県支出金として見込んでおります。

次に、十三ページの六款商工費、一項商工費、二目商工振興費の七十五万一千円でございますが、テクノパーク・ならコミュニティセンターの空調設備修繕に係る経費の一部について、テクノパーク・なら工業団地運営協議会に補助金として支出するため、所要の額を計上するものでございます。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、三目道路新設改良費の八百五十万円でございますが、市道旧岡中線について、新庁舎北側から市道中之今井線までの約五〇〇メートルについて測量及び詳細設計を行うため、所要の額を計上するものでございます。

次に、四項都市計画費、二目都市公園管理費の十一節役務費及び十二節委託料の合計二百七十八万九千円でございますが、五條市上野公園総合体育館における入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係競売等妨害により捜査が行われたことを受け、市が受けた損害に係る本市顧問弁護士への民事訴訟準備のための弁護士着手金並びに裁判記録等の閲覧及び謄写の作業依頼に係る所要の額を計上するものでございます。

次に、十四節工事請負費及び十六節公有財産購入費の合計一億一千七十万円の減額でございますが、五條中央公園駐車場整備工事の計画見直しにより、当初予算に計上した当該事業予算の全額を減ずるものでございます。

次に、十四ページの九款教育費、一項教育総務費、四目学校適正化事業費、十二節委託料の学校備品等移転業務委託料四百四十五万円でございますが、野原小学校、阪合部小学校、西吉野小学校等の備品等を、新小学校等へ移すため、所要の額を計上するものでございます。

次に、五項高等学校費、一目学校管理費、十四節工事請負費の二百五十万円でございますが、令和三年四月から五條市立西吉野農業高等学校一年生の農業実習カリキュラムを変更し、農業の基礎的知識を校内の農業実習園で習得するため、現五條高等学校賀名生分校から旧西吉野中学校の運動場に露地畑を移設するため、所要の額を計上するものでございます。

次に、十款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、三目都市公園災害復旧費の十四節工事請負費四十万円並びに三項その他公共施設・公用施設災害復旧費、一目その他公共施設災害復旧費の工事請負費百五十万円でございますが、令和二年七月八日の梅雨前線豪雨により被災した緑地等について、復旧工事が必要となったため、所要の額を計上するものでございます。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、八ページを御覧いただきたいと存じます。

八ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項でございます。

十五款国庫支出金において百八十二万六千円の増額を、十六款県支出金において六千二百六十九万二千円の増額を、十八款寄附金において一千万円の増額を、十九款繰入金において百二十三万六千円の減額を、二十款繰越金において二千百三十八万八千円の増額を、二十二款市債において九千九百万円を減額し、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、繰越明許費の補正について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、四款衛生費、一項保健衛生費、保健福祉センター施設設備整備事業の七百五十万円でございますが、空調設備改修工事の入札不調によるもので、適正工期の確保を図るため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は令和三年八月を予定いたしております。

次に、五款農林業費、五項農業費、防災減災調査計画事業の六千万円でございますが、県補助金の追加交付により防災重点ため池ハザードマップを作成することから、適正な履行期間を確保するため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は令和三年八月を予定いたしております。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、道路維持修繕事業の四千万円でございますが、市道北曾木線の工区割の決定に日数を要したことによるもので、適正工期の確保を図るため、翌年度に繰り越すものでございます。

なお、事業完了は令和三年六月を予定いたしております。

次に、道路新設改良事業の一千七百万円でございますが、市道本町二二号線の修正設計に日数を要したことによるもので、適正工期の確保を図るため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は令和三年四月を予定いたしております。

次に、橋梁維持補修事業の四千六百四十四万二千円でございますが、市道下之二号線一号橋の入札不調によるもので、適正工期の確保を図るため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は令和三年六月を予定いたしております。

次に、三項河川費、河川維持補修事業の一千五百万円でございますが、普通河川油谷川、普通河川古田川の維持補修において、隣接地権者との協議に日数を要したことによるもので、適正工期の確保を図るため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は令和三年六月を予定いたしております。

続きまして、債務負担行為の補正について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、債務負担行為の追加でございます。

初めに、過疎地域自立促進計画策定支援業務委託でございますが、令和三年度に現行過疎計画を改訂する必要があるため、令和二年度から、対象事業の準備作業に着手するものでございまして、期間は令和二年度から令和三年度、限度額は五百万円といたしております。

次に、新庁舎道案内標識設計業務委託でございますが、案内看板設置工事に係る調査・計画及び設計等に期間を要するため、令和二年度から業務に着手するものでございまして、期間は令和二年度から令和三年度、限度額は六百三十万円といたしております。

次に、新庁舎電話整備業務委託でございますが、新庁舎竣工後の電話回線及び交換機等の整備について、その実施までに十分な準備期間を要することから、令和二年度から準備作業に着手するものでございまして、期間は令和二年度から令和三年度、限度額は二千四百二十万円といたしております。

次に、新庁舎受注生産備品購入でございますが、新庁舎竣工後の窓口カウンター等の受注生産備品の納入及び設置について、早期に発注し十分な期間を確保することから、令和二年度から、準備作業に着手するものでございまして、期間は令和二年度から令和三年度、限度額は四千三百八十万円といたしております。

次に、火葬場管理運営業務委託でございますが、来年四月から当該業務委託を実施するため債務負担行為を設定し、年度内の契約行為に着手するものでございまして、期間は令和二年度から令和三年度、限度額は二千二百五十万円といたしております。

次に、塵芥収集業務委託でございますが、来年四月から当該業務委託を実施するため、債務負担行為を設定し、年度内の契約行為に着手するものでございまして、期間は令和二年度から令和四年度、限度額は二億八千六百四十万円といたしております。

次に、スクールバス運行管理業務委託でございますが、令和三年度開校の新設校及び同一車両を活用して通学する五條中学校の児童生徒通学に係るスクールバス運行業務について令和三年四月から委託を行うため、債務負担行為を設定し、本年度中の契約行為に着手するものでございます。

このうち阪合部・大深方面は期間を令和二年度から令和七年度とし、限度額は九千五百万円、そして西吉野・大塔方面については期間を令

和二年度から令和四年度とし、限度額は九千六十万円といたしております。

続いて六ページでございます。

(仮称)五條C認定こども園等整備事業でございますが、令和四年四月の開園に向け、債務負担行為を設定し、工期の前倒しを図り、本年度中に入札行為に着手するものでございまして、期間は令和二年度から令和三年度、限度額は三億五千四百五十万円といたしております。

次に、オリンピック聖火リレー事業でございますが、来年四月に開催が予定されているオリンピック聖火リレーのセレモニー等に係る県実行委員会への費用負担について債務負担行為を設定し、本年度から同業務に着手するものでございまして、期間は、令和三年度、限度額は、二百二十万七千円といたしております。

次に、五條市立福祉センター指定管理料及び五條市大塔公の施設指定管理料でございますが、本年度末をもって指定期間が終了し、来年度からの指定期間へと更新される施設の指定管理料でございますが、本年度中に基本協定の締結を行うことから、債務負担行為を設定するものでございます。

期間と限度額につきましては、五條市立福祉センター指定管理料が令和二年度から令和七年度で一千八百三万円、五條市大塔公の施設指定管理料が令和二年度から令和七年度で一億六千三百九十二万四千円でございます。

次に、市立五條文化博物館指定管理料でございますが、来年度から指定管理者制度を再導入する当該施設の指定管理料でございますが、本年度中に基本協定の締結を行うことから債務負担行為を設定するものでございまして、期間は令和二年度から令和五年度、限度額は七千五百六十万円でございます。

次に、債務負担行為の変更でございます。

(仮称)五條B認定こども園整備事業でございますが、北宇智保育所解体を含めた工期が三箇年となることから、適正工期を確保するため、期間を令和三年度から令和四年度に補正するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(吉田雅範) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。(「二番」の声あり)二番養田全康議員。

○二番(養田全康) まず、十三ページですけれども、公有財産購入費の減額一億五百七十万円ですか、これは五條中央公園の駐車場の増設かな

と思うのですけれども、この購入をもうしない、計画がなくなったということではよろしいですか。

○議長（吉田雅範） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

こちらの計画におきましては、新たな整備を行う予定はございません。中止となります。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 中止となった主な理由と言ったらいいのですかね、必要としてこれだけの予算を上げてきた結果、中止となるというのは、これは何か特段必要ではなくなった理由というのはあるのですか。

○議長（吉田雅範） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 御答弁申し上げます。

五條中央公園駐車場の整備につきましては、親水広場などが完成して公園利用者が増加するとして、新たな駐車場の整備を計画してまいりました。その後に、親水広場利用者台数等の実績によりますと、隣接するハートピアさくらの駐車場と既存の駐車スペースを合わせ、十分な許容があるということが確認できました。具体的には、実際の完成直後を除いた一箇月当たりの利用日数が一日と、平均一日ということが分かってまいりました。このため、現状どおりの利用を行うことで、十分利用者の方への御迷惑がないというふうに判断いたしまして、今回中止となりました。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） まずこれを計画する当たっても、予算を立ててやられていると思うのですよ。例えば先行投資をして図面を上げたりとか、そういった部分で予算を使って進めている部分ではないんですかね。そんな中で、もし今後、そういうリサーチをきっちりやって、その中で必要か不要かで予算取りをするとか、そういった手順を踏んでやる必要があるのではないかと考えます。

次の一点、いきます。

六ページですけれども、（仮称）五條C認定こども園の整備ですけれども、令和二年度から令和三年度に向けて考えられている、三億五千

四百五十万円ですか、予算があるみたいなんですけども、現状で例えば二階部分が阪合部公民館にするとかせんとか言って、地元と協議していると思うのですけども、この辺のこと、公民館も含めた中で二階の整備も含めた予算がこれなのか、それとも先に保育園ですか、（仮称）五條C認定ことも園だけをやつてその中でまた二階工事を進めていくのか、その辺答弁ください。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）限度額の三億五千四百五十万円に関しましては、（仮称）五條C認定ことも園と阪合部公民館を含めた金額でございます。

以上でございます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二十、議第七十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第七十六号 令和二年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）失礼します。

ただいま上程いただきました議第七十六号、令和二年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和二年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算額にそれぞれ一千五百九十七万八千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ四十二億

二千二百九十八万三千円とするものでございます。

続きまして、五ページの三、歳出を御覧いただきたいと存じます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費六百万円につきまして、令和三年四月から介護保険法の一部改正が実施されることから、介護保険システム改修業務委託料を追加するものでございます。

続きまして、二款保険給付費、一項給付諸費、一目介護サービス等諸費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第一号被保険者の保険料を減免措置することについて、全額、国庫補助金が見込まれることから、一部保険料として見込んでいた財源を、国庫支出金に変更するものでございます。

六ページを御覧ください。

三款地域支援事業費、一項介護予防・生活支援サービス事業費、一目介護予防・生活支援サービス事業費のその他財源四百九十二万二千円及び三款地域支援事業費、三項包括的支援事業・任意事業費の三目から七目までの事業費のその他財源四百六十一万三千円、合計九百五十三万五千円につきましては、「高齢者の自立支援、重症化防止等に関する取組」を支援する目的で、交付を受けた国庫交付金九百五十三万五千円を、各該当事業に財源として投入し、その他財源につきましては、七ページ、四款基金積立金、一項基金積立金、一目介護保険財政調整基金積立金として九百五十三万五千円を積立するものでございます。

五款諸支出名、一項償還金及び還付加算金、一目第一号被保険者保険料還付金四十四万三千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第一号被保険者の、令和二年二月から三月分の介護保険料を還付するものでございます。

歳出については以上でございます。

続きまして四ページ、二、歳入について御説明申し上げます。

始めに、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第一号被保険者の保険料の減免措置につきまして、一款介護保険料、一項介護保険料、一目第一号被保険者介護保険料から、保険料の減免見込額を減額更正しております。

この財源につきましては、三款国庫支出金、二項国庫補助金、四目介護保険災害等臨時特例補助金及び五目特別調整交付金として、全額見込んでおります。

次に、介護保険システム改修費につきまして、三款国庫支出金、二項国庫補助金、三目介護保険事業費補助金として百七十万円を見込んで

おります。

残額につきましては、五ページの七款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金として四百三十万円を追加しております。

続きまして、三款国庫支出金、三項国庫交付金、三目保険者機能強化推進交付金、四目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、地域支援事業費の支援金として追加されるものでございます。

以上、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二十一、議第七十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第七十七号 令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいま上程いただきました議第七十七号、令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきまして提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の補正について、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

続きまして、別冊の同会計補正予算書（第一号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正は、現計予算額にそれぞれ二百五十八万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を五億六十八万七千円とするものでございます。

それでは、歳出より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。

まず、一款総務費、二項徴収費、一目徴収費でございますが、国庫補助金として四十五万九千円の交付が確定したことに伴い、所要の財源更正を行うものでございまして、同目での補正額の計上はございません。

次に、二款後期高齢者医療広域連合納付金、一項後期高齢者医療広域連合納付金、一目後期高齢者医療広域連合納付金、十八節負担金補助及び交付金の二百五十八万七千円でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金のうち、保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴い、現計予算額に不足が生じることから、所要の経費を追加するものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの歳入を御覧いただきたいと存じます。

まず、三款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、一節事務費繰入金においては、国庫補助金の確定に伴い、一般会計からの事務費繰入金四十五万九千円を減額し、二節保険基盤安定繰入金においては、同じく一般会計からの保険基盤安定繰入金二百五十八万七千円を追加するものでございます。

次に、六款国庫支出金、一項国庫補助金、一目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、一節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金においては、当該国庫補助金として四十五万九千円を計上した上、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二十二、本日提出されました議第七十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第七十八号 財産の取得について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第七十八号、財産の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、追加議案書の一ページを御覧願います。

本案は、コミュニティバス五條コースにおいて、乗車時の「密」を避けるため、多数の小学生が乗車する「なつみ台」から「田園五丁目南」間を運行するコミュニティバス統行便車両として、大型バス一台を購入するに当たり、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、提案内容について御説明申し上げます。

始めに、名称及び数量でございますが、コミュニティバス統行運行用大型バス一台でございます。

次に、契約の方法でございますが、条件付一般競争入札でございます。

次に、入札金額でございますが、税抜きで二千五百五十万円でございます。

次に、契約金額でございますが、税込みで二千三百六十五万円でございます。

次に、契約の相手方でございますが、奈良県天理市嘉幡町五七八番地一、いすゞ自動車近畿株式会社奈良支店、支店長 川端直人でございます。

なお、予定価格でございますが、税抜きで二千四百万円で、落札率は八九・五八パーセントでございます。

次に、入札の経過について申し上げます。

令和二年十月二十七日に公告を行い、十一月三十日に入札を行いました。その結果については、次のとおりでございます。

まず、いすゞ自動車近畿株式会社奈良支店でございますが、入札金額は税抜きで、二千五百五十万円でございます。次に、奈良日野自動車株式会社でございますが、入札金額は税抜きで、二千二百五十万円でございます。

以上の結果により、いすゞ自動車近畿株式会社奈良支店を落札者とし、仮契約を締結いたしましたところでございます。

なお、納入場所は、五條市企画政策課が指定する場所とし、納入期限は、新型コロナウイルス感染症による影響等を鑑みまして、工場の稼働率の低下等の事情により年度内での納車が困難であるため、令和三年五月三十一日曜日といたしてございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二十三、本日提出されました議第七十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第七十九号 財産の取得について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第七十九号、財産の取得につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

追加議案書二ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、現在市内教育施設にて使用しております校務用パーソナルコンピュータについて新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、web会議が可能な端末として購入するに当たり、地方自治法第九十六条第二項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約内容について御説明を申し上げます。

取得する財産の名称及び数量は、教職員web会議システム用パーソナルコンピュータ二百五十八台でございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札でございます。

入札金額は、税抜き二千二百七十万円で、契約金額は、税込み二千四百九十七万円。

契約の相手方は、大阪府大阪府中央区備後町二丁目六番八号、扶桑電通株式会社関西支店、執行役員支店長 北 拓兒。

なお、予定価格は、税抜き四千万円で、落札率は、五六・七五パーセントでございます。

次に、入札の経過について申し上げます。

令和二年十一月二日に公告を行い、十一月十八日の参加資格の確認書提出期限までに二者から提出があり、十一月三十日に入開札を行いました。

その結果については、次のとおりでございます。なお、金額は税抜きでございます。

初めに、扶桑電通株式会社関西支店、二千二百七十万円。

次に、株式会社大塚商会、四千七十八万二千円。

以上の結果、扶桑電通株式会社関西支店を落札者とし、仮契約を締結いたしました。

なお、納入場所は、教育総務課が指定する場所でございます。

納入期限は、令和三年三月三十一日としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす九日から十六日まで休会とし、次回十七日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会します。

午後二時十三分散会